

教 職 課 程

教職課程は、教育職員免許法等に定められた教員免許状の取得に必要な、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目や文部科学省令に定める科目で構成されています。

理学部カリキュラムに定める卒業所要単位を修得し、学士(理学)の学位を有することを基礎資格とし、さらに教職課程カリキュラムに定める科目の単位を修得した者に、理科の教員免許状(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)が授与されます。

教員免許状は教員になる資格ですが、公立学校や私立学校の教職に就く場合は免許状取得(見込み)後、さらに、就職を希望する地域の各都道府県教育委員会、あるいは政令指定都市の教育委員会や希望する地域の私立中学高等学校協会で行う教員採用試験等に合格しなければなりません。

教職課程を履修する際には、教職に就く十分な心構えを持ち、1年次から各年次配当の教職必要単位を修得するため、入学年度に応じた「教職課程履修基準」を熟読し、周到な履修計画を立てて実行する必要があります。

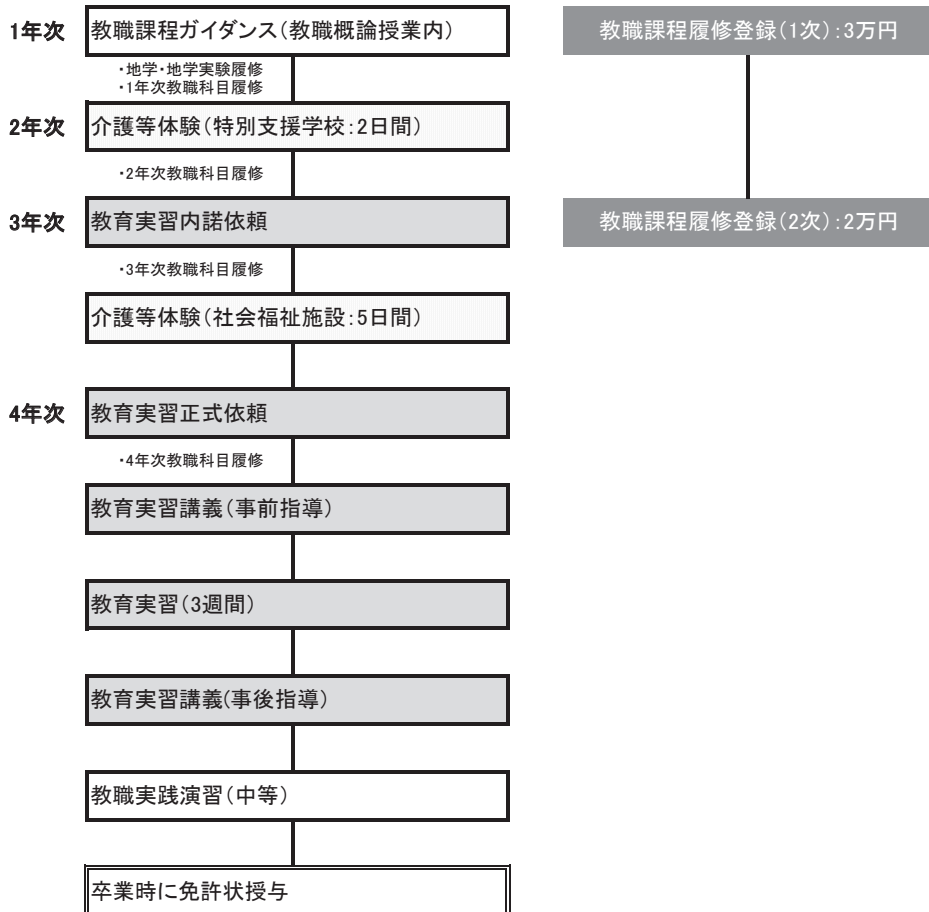
① 課程登録

- a. 教職課程の登録は、1年次に次の方法により登録し、2年次以降の登録は認めない。
- b. 「教職課程履修申込書」及び「教職課程登録カード・履修カルテ」に必要事項を記入し、教職課程履修料を添えて所定期日までに教職課程センターに申し込む。なお、教職課程履修料 50,000 円については、1年次に 30,000 円、3年次に 20,000 円を分割して納入する。
- c. 教職課程の履修を辞退する場合、速やかに教職課程センターに届出ること。
- d. 教職関連科目の登録は「履修登録に関する基準」による。

② 取得できる免許状の種類

理学部	物理学科 化学科 生物科学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
理学研究科	分子科学専攻修士課程 生物科学専攻修士課程	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

③ 教職課程履修の流れ



④ 教職課程履修基準（2019年度以降入学生対象）

（総則）

第1条 教職職員免許法により、理科の教育職員免許取得に必要な単位を履修する。

（カリキュラム）

第2条 教職課程カリキュラムは、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目、及び文部科学省令に定める科目からなり、各学科のカリキュラムは次のとおりとする。

	物理学科	化学科・生物科学科
教科及び教科の指導法に関する科目	①2群・3群必修科目 ②2群選択科目「地学」と「地学実験」 ③理科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ※①・②・③のすべてを履修・単位取得すること	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理Ⅰ・教職概論・教育原理Ⅱ・教育心理学・特別支援教育概論・教育課程論	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論・特別活動及び総合的な学習の時間指導論・教育方法論・生徒指導論・教育相談・進路指導論	
教育実践に関する科目	教育実習講義・教育実習・教職実践演習（中・高）	
大学が独自に設定する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得	
文部科学省令に定める科目	日本国憲法A、B（各2単位：1年次配当）＜2単位選択必修＞	
	健康とスポーツ演習 ライフスポーツ演習A、B、C（各2単位：1年次配当）＜2単位選択必修＞	
	英語BⅠ、BⅡ（各1単位：1年次配当）＜2単位必修＞	
	プログラミング演習Ⅰ（2年次配当） ＜2単位必修＞	基礎情報科学演習 （2単位：2年次配当） 情報科学A、B （各2単位：1年次配当） ＜2単位選択必修＞

（教員免許状の授与）

第3条 教員免許状は、理学部カリキュラムに定める卒業所要単位を修得し、学士（理学）の学位を有することを基礎資格とし、さらに教職課程カリキュラムに定める科目の単位を修得した者に、授与される。

(履修基準)

第4条 教職課程の履修基準は、次のとおりとする。

教科及び教科の指導法に関する科目	配当年次に応じ、必修する。
・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目	配当年次に応じ、必修する。 4年次配当の「教職実践演習(中・高)」は、「教育実習」を終了又は終了見込みでなければ履修できない。
大学が独自に設定する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち教科に関する科目
文部科学省令に定める科目	配当年次に応じ、必修する。
介護等体験	7日間の体験が義務づけられている。

(再履修等基準)

第5条 教職課程の再履修等基準は、次のとおりとする。

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する科目は、理学部履修基準による。 教科の指導法に関する科目は、再履修制度なし。
・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目	<再履修制度なし>
大学が独自に設定する科目	理学部履修基準による。(「教科に関する科目」)
文部科学省令に定める科目	理学部履修基準による。

(基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、教育委員会・運営委員会の議を経て、教授会の承認を得る。

以上

附 則

- 1 この基準は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、2019年度入学生から適用する。【2018年度第8回理学部教授会(2018.12.18)承認】

教職課程履修基準（2018年度以前入学生対象）

（総則）

第1条 教育職員免許法により、理科の教育職員免許取得に必要な単位を履修する。

（カリキュラム）

第2条 教職課程カリキュラムは、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目及び文部科学省令に定める科目からなり、各学科のカリキュラムは次のとおりとする。

	理物理学科	化学科	生物科学科
教科に関する科目	2群・3群必修科目 ＋ 2群選択科目の 「地学」「地学実験」 を必修	2群・3群必修科目 ＋ 2群選択科目の 「地学」「地学実験」 を必修	2群・3群必修科目 ＋ 2群選択科目の 「地学」「地学実験」 を必修
教職に関する科目	教職概論 理科教育課程論 教育原理Ⅰ 教育心理学 教育原理Ⅱ 理科教育法Ⅰ 道徳教育論 理科教育方法論 理科教育法Ⅱ 特別活動論 生徒指導論 教育相談・進路指導論 教育実習講義 教育実習 教職実践演習（中等）	（1年次配当：2単位必修） （1年次配当：2単位必修） （2年次配当：2単位必修） （2年次配当：2単位必修） （2年次配当：2単位必修） （2年次配当：2単位必修） （2年次配当：2単位必修 <中一種>） （2年次配当：2単位必修） （3年次配当：2単位必修） （3年次配当：2単位必修） （3年次配当：2単位必修） （3年次配当：2単位必修） （4年次配当：1単位必修） （4年次配当：4単位必修） （4年次配当：2単位必修）	
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目の必修科目又は選択科目を履修することにより、必要な単位数が満たされる。		
文部科学省令に定める科目	日本国憲法A、B（各2単位：1年次配当）		<2単位選択必修>
	健康とスポーツ演習、ライフスポーツ演習A、B、C （各2単位：1年次配当）		<2単位選択必修>
	英語BⅠ、BⅡ（各1単位：1年次配当）		<2単位必修>
	プログラミング演習Ⅰ （2年次配当） <2単位必修>	基礎情報科学演習（2単位：2年次配当） 情報科学A、B（各2単位：1年次配当）	<2単位選択必修>

(教員免許状の授与)

第3条 教員免許状は、理学部カリキュラムに定める卒業所要単位を修得し、学士（理学）の学位を有することを基礎資格とし、さらに教職課程カリキュラムに定める科目の単位を修得した者に、授与される。

(履修基準)

第4条 教職課程の履修基準は、次のとおりとする。

教科に関する科目	配当年次に応じ、必修する。
教職に関する科目	配当年次に応じ、必修する。 4年次配当の「教職実践演習（中等）」は、「教育実習」を終了又は終了見込みでなければ履修できない。
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目の必修科目又は選択科目を履修することにより、必要な単位数が満たされる。
文部科学省令に定める科目	配当年次に応じ、必修する。
介護等体験	7日間の体験が義務づけられている。

(再履修等基準)

第5条 教職課程の再履修等基準は、次のとおりとする。

教科に関する科目	理学部履修基準による。
教職に関する科目	<再履修制度なし>
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目に準ずる。
文部科学省令に定める科目	理学部履修基準による。

(基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、教育委員会・運営委員会の議を経て、教授会の承認を得る。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年度入学生から適用する。